

(証券コード 7850)
令和8年10月9日
(電子提供措置の開始日 令和8年10月6日)

株 主 各 位

札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
総 合 商 研 株 式 会 社
代表取締役社長 小 林 直 弘

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shouken.co.jp/ir/data/meeting/>

上記のウェブサイトにアクセスいただき、「第55回定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、**令和8年10月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 令和8年10月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
総合商研株式会社 本社3階
協同組合札幌プリントピア組合ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第55期（令和7年8月1日から令和8年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

令和8年10月28日（水曜日）

午前10時

(受付開始：午前9時30分)



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

令和8年10月27日（火曜日）

午後5時30分
到着分まで



次ページの案内に従って、議案の替否をご入力ください。

行使期限

令和8年10月27日（火曜日）

午後5時30分
入力完了分まで

議決権行使書
○○○株式会社 御中
株主総会 議決権の数 股

私は(当議会の)株主(議決権を有する者)であることを証明する旨の書面を提出し、つき、右記(「賛否」欄で表示)のとおり議決権を行使いたします。

株主 氏名

議案	賛否	賛否
第一号	賛	否
第二号	賛	否
第三号	賛	否

※当日提出のご所有株式数

議決権の数(単位)は1股につき1票となります。

1. 議決権行使に当たっては、議決権行使書と併せて、議決権行使書第2号「当議会の議決権行使書」の「印」の欄に「印」を捺すことにより、議決権行使の有効性を証明する必要があります。印は、捺印された議決権行使書と併せて提出する必要があります。印は、捺印された議決権行使書と併せて提出する必要があります。印は、捺印された議決権行使書と併せて提出する必要があります。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

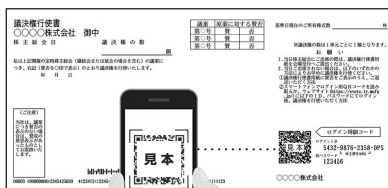
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使したものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(令和7年8月1日から
令和8年7月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費の回復やインバウンド需要の増加により、景気が緩やかな回復基調を見せました。一方で、長期化する海外の地政学的リスクや、依然として高止まりする原材料価格などの影響により、景気の先行きは引き続き不透明な状況が続いております。広告・印刷業界におきましては、紙媒体の需要減少や原材料価格の高騰が続く一方で、デジタルを活用した販促手法の需要は拡大し、そのニーズはますます多様化・高度化しております。このような状況の中、当社グループは、「新たな価値の創出により社会課題を解決するクリエイティブカンパニー」として、長期ビジョンに掲げる事業戦略や人事・組織戦略を多角的に推進してまいりました。特に、デジタルやAIを活用した新しい商材・サービスの展開、並びに業務効率化を一層加速させております。

当連結会計年度は、販促関連事業において、主要クライアントの新店オープンやセール企画が相次いだことで、チラシや店頭販促資材の制作、ISP（インスタプロモーション）及びBPO関連の受注が堅調に推移いたしました。また、カタログ制作業務の増加や、自治体からのWeb関連・広報誌等の案件を獲得するなど、継続して推進している事業領域の拡大が寄与し、同事業は増収となりました。一方、年賀関連事業におきましては、Webサイト経由の年賀状申込サービスに関する業務を新たに受託したものの、構造的な年賀状需要の縮小に伴い受注件数が減少しました。この結果、販促関連事業の好調が年賀関連事業の減収を補うには至らず、全体の売上高は減少いたしました。

利益面におきましては、生成AIやセキュリティ対策への投資に加え、人材確保とエンゲージメント強化に向けた従業員の待遇向上など、持続的成長を見据えた人的資本への投資により人件費等の販売費及び一般管理費が増加いたしました。これら先行投資の増加や主力の年賀関連事業の減収の影響により、全体として減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、16,030百万円（前年同期比205百万円減）となりました。また営業利益は315百万円（前年同期比36百万円減）、経常利益は452百万円（前年同期比20百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は313百万円（前年同期比5百万円減）となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は207百万円であります。その主な内容は、次のとおりであります。

年賀状印刷関連システム 66百万円

印刷サービス関連システム 48百万円

3 資金調達の状況

当連結会計年度中において特筆すべき事項はありません。

4 企業再編等

(1) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(2) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

5 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化による労働力不足や人件費の高騰、原材料・エネルギー価格の高止まりに加え、紙媒体需要の構造的な縮小など、厳しい状況が続いております。一方で、生成AIをはじめとする先端技術の急速な進展や、自治体・流通業界におけるデジタル化（DX）の加速など、広告・マーケティングを取り巻く環境は大きく変化しております。また、当社グループにおいては、主力である商業印刷事業及び年賀状印刷事業への売上・利益の依存度が高く、既存業務に伴う人的リソースの負担が大きいことから、新規事業をはじめとする成長分野への人材の流動性が低いという課題も認識しております。

このような環境の下、当社グループは「クライアントと生活者に喜ばれる企業」という原点に立ち返り、「多様性と信用の価値」すなわち、様々な情報発信手段を通じて様々な人に情報を届け続けること、確かな情報の提供により信頼されるブランドを構築することを方針として掲げ、既存事業の持続可能性を再構築するとともに、AIの活用や新規事業の創出を通じた新たな成長事業の構築を強力に推進してまいります。あわせて、これらを支える人材育成及び企業・組織基盤の強化を進めてまいります。

第56期におきましては、以上の基本方針のもと、以下の施策を重点課題として取り組んでまいります。

（1）成長のアクセルとしてのAI推進と業務改革

AI推進を成長のアクセルと位置づけ、社内業務の革新と顧客に向けた新たなサービス展開の両面において活用を進めてまいります。具体的には、AIエージェントの導入や制作・校正工程へのAI実装、社内システムのAI化及びペーパーレス化を通じて、業務効率化と生産性向上を図ります。また、自社媒体という当社の情報資産の強みを最大限に活かしたAIアバター等のソリューション開発や、AIを活用した地域の行政サービスの展開を推進し、顧客や地域の課題解決に貢献する新たな収益の核の構築を目指してまいります。

（2）事業戦略

① 既存事業の再構築

商業印刷事業におきましては、競合からのシェア奪取と継続的な積極営業により新規顧客の獲得を目指すとともに、品質向上、製造原価の可視化とコスト管理の徹底、及び印刷設備の工場間での再配置や工場活用方法の見直しによる生産効率化を推進いたします。

年賀状事業におきましては、需要の構造的変化に対応し、営業強化によるクライアントの拡大、デジタル販売チャネルの拡大やIP・キャラクター商材の開発・拡充を進めるとともに、他社との協業をはじめ、入力精度向上や校正レス化、製造ラインの集約による工程の自動化・効率化を図ります。

また、「フリーペーパー事業」や「味覚事業」、「地域BWA事業」につきましては、

それぞれの事業が有する高い独自性を最大限に活かすべく、事業再編を推進してまいります。当社ならではの強みや培ってきたノウハウを再評価し、各事業の特性に合わせた最適な事業基盤を構築することでそれぞれのポテンシャルを引き出し、事業価値のさらなる向上を目指します。

② 新たな成長事業の構築

大手流通小売企業などを基点に、アプリ・SNS運用やデジタルサイネージを連動させたリテールメディア領域での新規サービスの展開を図るとともに、企画から施工までを一貫して手掛けるISP（インスタプロモーション）領域への挑戦を強化してまいります。

BPO事業においては、メーカー協賛キャンペーンの企画運営や事務局代行、DM受託発送などのパッケージ化による小売企業への横展開を進めるとともに、自治体向け業務の受託体制についても一層の強化を図っていくことで、人手不足に伴うアウトソーシング需要を確実に取り込んでまいります。

また、人気キャラクターやオリジナルIPを活用したコンテンツビジネスやスポーツビジネスなど、新たな領域における事業構築を通じて、収益基盤の多様化を推進してまいります。

(3) 品質管理レベルの向上と情報セキュリティ体制の強化

デザイン・製造・納品における品質管理基準の再整理と向上を徹底し、環境配慮型商材への取り組みとあわせて、お客様に多様な価値を提供できるよう製品・サービスの品質をさらに高めてまいります。あわせて、サイバー攻撃や情報流出リスクに対処するため情報セキュリティ体制を強化し、品質・セキュリティ両面での全社標準化と外部認証の強化を通じて、顧客や社会からの高い信頼を維持・確立してまいります。

(4) 人事・組織戦略（人づくり・組織づくり）

持続的な成長を実現するため、社員の能力向上と組織力の強化を図ってまいります。研修などを通じ、中長期的な人材育成を図っていくほか、AIスペシャリスト、デザイナー、プランナー、プロデューサーなど専門性の高い人材の育成と、高度専門職など即戦力人材の積極的な採用を進めます。あわせて、適切な労働時間管理の徹底や柔軟な働き方の整備を進め、社員が安心して挑戦できる環境づくりと従業員エンゲージメントの向上を図ってまいります。

(5) 財務・経営戦略の機能強化

事業領域の拡張と競争力の強化を図るべく、他社との協業やM&A、エリア連携を通じたアライアンス戦略を推進するとともに、資金や経営リソースをAI環境の整備や設備投資、新規事業開発といった成長分野へ優先的に配分してまいります。

あわせて、製造原価の徹底的な可視化を通じて案件・クライアントごとの収益管理と採算性の改善を図るとともに、経理DX（ペーパーレス化）や業務フローシステムの再構築、定型業務の自動化を推し進めることで、コスト構造の最適化と全社的な経営基盤の高度化を実現してまいります。

6 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分 \ 期別	第 52 期 (令和 5 年 7 月期)	第 53 期 (令和 6 年 7 月期)	第 54 期 (令和 7 年 7 月期)	第 55 期 (令和 8 年 7 月期)
売上高	15,863	15,796	16,236	16,030
営業利益	200	253	351	315
経常利益	295	346	431	452
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	207	274	319	313
1 株当たり当期純利益	69円17銭	91円52銭	106円57銭	104円60銭
総資産	8,346	7,671	7,982	7,658
純資産	2,604	2,895	3,173	3,485

7 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
プリントハウス株式会社	40百万円	100.0%	各種印刷
株式会社味香り戦略研究所	50百万円	42.0%	味覚データの 分析・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8 主要な事業内容（令和8年7月31日現在）

区分	主要な事業内容
情報コミュニケーション事業	商業印刷、年賀状印刷、バック年賀状販売、挨拶状印刷、マスコミ広告、サイン・ディスプレイ制作、各種イベントの企画・立案、商品開発、販売促進ツールの制作・販売、消費者動向調査・商圈調査、Webサイト制作、インターネット接続サービス、Web通信販売、地域新聞ふりっぱーの発行、ＪＰシリーズの発行、ポスティング受託、ＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）、味覚データの分析・販売

9 主要な営業所及び工場（令和8年7月31日現在）

(1) 当社

本 社	札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
支 社	東京支社（東京都中央区）、大阪支社（大阪府）
営業所	旭川営業所（旭川市）、青森営業所（青森県）、盛岡営業所（岩手県）、仙台営業所（宮城県）、さいたま営業所（埼玉県）、和歌山営業所（和歌山県）、福岡営業所（福岡県）
工 場	札幌工場（札幌市）、白石工場（札幌市）、旭川工場（鷹栖町）、伊勢原工場（神奈川県）
店 舗	プリントハウス白石店（札幌市）、プリントハウス時計台ビル店（札幌市） ふりっぱーproduce OMOTASE-HONPO（札幌市、moyuk SAPPORO内）

(2) 重要な子会社

会社名	所在地
プ リ ン ト ハ ウ ス 株 式 会 社	札幌市白石区中央一条四丁目3番94号
株 式 会 社 味 香 り 戦 略 研 究 所	東京都中央区新川一丁目17番24号 NMF茅場町ビル8階

10 従業員の状況（令和8年7月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
412名	24名増

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含みません。

（2）当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
383名	24名増	45.5才	13.2年

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含みません。

11 主要な借入先（令和8年7月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入残高
株式会社北洋銀行	860
株式会社北海道銀行	429
株式会社三菱UFJ銀行	348

（注）令和8年7月31日現在の借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（令和８年７月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 8,000,000株
- 2 発行済株式の総数 3,060,110株
- 3 株主数 1,229名（前期末比 52名減）
- 4 大株主（上位10位）

株主の氏名又は名称	持株数（千株）	持株比率（％）
合 同 会 社 実 力 養 成 会	808	26.94
総 合 商 研 従 業 員 持 株 会	266	8.89
大 丸 株 式 会 社	140	4.67
株 式 会 社 小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	140	4.67
総 合 商 研 取 引 先 持 株 会	122	4.07
株 式 会 社 光 文 堂	100	3.33
小 松 印 刷 グ ル ー プ 株 式 会 社	100	3.33
志 田 秋 子	84	2.83
片 岡 廣 幸	84	2.80
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	63	2.10
東 京 イ ン キ 株 式 会 社	63	2.10

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（60千株）を控除して計算し、小数第3位を四捨五入して表示しております。

5 その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権

該当事項はありません。

2 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権

該当事項はありません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1 取締役の状況（令和8年7月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役名誉会長	加 藤 優	－
代表取締役会長	片 岡 廣 幸	協同組合札幌プリントピア理事長
代表取締役社長	小 林 直 弘	経営管理室担当 株式会社味香り戦略研究所取締役
常 務 取 締 役	竹 田 利 之	本州統括部長 株式会社味香り戦略研究所取締役
取 締 役	高 谷 真 琴	地方創生支援部長
取 締 役	棟 方 充	年賀事業本部長
取 締 役	長 岡 一 人	企画管理本部長
取 締 役	大 平 亮 一	年賀事業本部長
取 締 役	久 留 正 宏	北海道営業本部長
取 締 役	藤 丸 順 子	一般社団法人日本地域コンテンツ振興協会理事 株式会社味香り戦略研究所取締役
取 締 役	高 田 育 生	－
取 締 役 （常勤監査等委員）	加 藤 憲 夫	－
取 締 役 （監 査 等 委 員）	山 川 寛 之	－
取 締 役 （監 査 等 委 員）	谷 藤 健 治	－

- （注）1. 藤丸順子氏、高田育生氏、山川寛之氏及び谷藤健治氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役山川寛之氏は、長年にわたる金融機関での専門的な知識と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役高田育生氏及び監査等委員である取締役山川寛之氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、重要な会議への出席及び取締役からの業務執行状況の聴取などを通じた情報収集並びに内部監査部門との連携を強化すべく、加藤憲夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲には当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、管理職従業員のほか、当社子会社の役員も含まれ、保険料は全額当社が負担することとしております。

4 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	10名	104
（うち社外取締役）	(1名)	(6)
取締役（監査等委員）	3名	10
（うち社外取締役）	(2名)	(4)
計	13名	114
（うち社外取締役）	(3名)	(10)

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等支給人員には、在任している無報酬の取締役1名が除かれております。
3. 当社の役員報酬は固定報酬及び賞与のみとなり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等はありません。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、令和7年10月29日開催の第54回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は11名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年10月27日開催の第44回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）について、監査等委員である取締役及び社外取締役から積極的に意見を聴取した上で決議しております。

その内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社における報酬決定のプロセスについては、ステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、客観性・適正性を備えたものとする。

報酬等については、中長期的な視点で経営に取り組むことで持続的な成長を目指すため、月額固定報酬を基本とし、これを補完するものとして一定の場合に変動報酬(賞与)を支給する。

なお、社外取締役及び監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給する。

② 個人別の報酬等の額・支給時期の決定に関する方針

基本報酬及び賞与は金銭報酬とし、株主総会で決議された報酬額の限度の枠内で、それぞれ以下のとおり、当社取締役会で承認された役員報酬規程に定める基準に基づいて決定する。

- (ア) 基本報酬は、月例の固定報酬とし、各役員の役位・職責、中長期的な業績、世間水準や会社従業員給与とのバランスをも考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。
- (イ) 賞与は、事業年度の連結業績が予想を上回り、又は上回る見込みとなった場合、一定の時期に支給することがあり、各役員の役位・職責、当該期間の業績への寄与度、世間水準や会社従業員賞与とのバランスをも考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の額の割合とその額の決定に関する方針

当社は、中長期的な視点で経営に取り組むことを取締役に求めているため、取締役の報酬等は基本報酬を重視した体系とする。賞与は各事業年度の業績に応じて変動するため、報酬割合については予め定めないものとする。

個人別の報酬等の額については、代表取締役にて検討のうえ、当社取締役会決議により決定する。なお、取締役会においては、客観性・適正性を確保するため、取締役会の構成員である監査等委員及び社外取締役から積極的な意見を聴取するものとする。

(4) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

5 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	藤 丸 順 子	当期においては、9回開催された取締役会の全てに出席し、他社での経営の経験や知見を生かし、適宜発言を行っております。また、経営者の視点から、当社経営に対する助言や指導を行うなど、他社の経営経験者として期待される役割に沿って職務を遂行しております。
社外取締役	高 田 育 生	当期においては、9回開催された取締役会の全てに出席し、長年にわたる金融機関での専門的な知識と豊富な経験を生かし、適宜発言を行っております。また、経営者の視点から、当社経営に対する助言や指導を行うなど、他社の経営経験者として期待される役割に沿って職務を遂行しております。
社外取締役 (監査等委員)	山 川 寛 之	当期においては、9回開催された取締役会のうち6回に出席し、8回開催された監査等委員会のうち5回に出席いたしました。欠席いたしました取締役会及び監査等委員会におきましても、事前に会議資料を閲読して議案内容を十分に把握し、必要に応じて意見を述べる等、主に財務及び会計の専門的見地から適宜発言を行っており、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督等、期待される役割に沿って職務を遂行しております。
社外取締役 (監査等委員)	谷 藤 健 治	当期においては、9回開催された取締役会、及び8回開催された監査等委員会の全てに出席し、主に企業経営の観点から適宜発言を行い、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督等、期待される役割に沿って職務を遂行しております。

(注) 藤丸順子氏は、当社子会社である株式会社味香り戦略研究所の取締役、及び一般社団法人日本地域コンテンツ振興協会理事を兼務しており、両社は当社との間に製品販売等の取引関係があります。

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

報酬等の額	16
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、報酬等の額にはこれらを合算して記載しております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した概要は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社グループは、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会規範及び企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」、「社是」、「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を図る。

イ 企画管理本部長をコンプライアンス統括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・運用にあたらせるとともに、法令違反の未然防止、早期発見のため「内部通報制度」を設け、法令遵守に努めるものとする。また、全役職員に対し、「コンプライアンス・マニュアル」の配付、教育を行うことにより、法令遵守に関する知識と意識を醸成する。

ウ 当社及び子会社の取締役、使用人等は、当社又は子会社における法令違反その他重要な事実を発見した場合は、直ちに当社の監査等委員会又は子会社の監査役に報告するものとする。

エ 当社グループは、役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報窓口」を「内部通報規程」に基づき設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。

オ 財務計算に関する書類の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築・運用を推進する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理は「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を、取締役・監査等委員が適切かつ確実に閲覧可能な状態で、文書又は電磁的媒体に記録し保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 当社グループは、「リスク管理規程」に基づき経営に重要な影響を及ぼすリスクの予見と識別を行い、事前防止体制と発生時の迅速な対応、再発防止策を講じる体制を構築する。

イ リスク管理全般について企画管理本部が統括管理をするとともに、内部監査室が各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締り会及び監査等委員に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 「取締役会規程」「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。これらの社内規程の改定は、取締役会の決定によるものとする。

イ 取締役会において、経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築を行い、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

ウ 当社グループの取締役会を補完するものとして、部課長以上の役職者で構成する経営会議を設置し、業績の進捗管理、社内情報の一元化と業務推進、重点施策、経営計画、リスク管理状況等の定期的な報告・確認と今後の対応策の検討を行う。

エ 取締役の職務執行状況については、定期的に取り締役会において報告を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア 当社グループは、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展を目指す。

イ 当社グループの内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。

ウ 当社の社内通報制度の相談窓口を子会社にも開放し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

エ 当社は、子会社に対して、業績・財務状況等重要な情報について、当社への報告を義務付ける等、当社グループの報告体制を構築する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役と協議の上、監査等委員会を補助する使用人を配置する。

⑦ 監査等委員会を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員以外の取締役の指揮命令・監督を受けない。また、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動等は監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア 当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に着しい損害あるいは重大な影響を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

イ 監査等委員は、経営会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な稟議書は監査等委員に回覧することとする。

⑨ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、代表取締役との定期的な意見や情報の交換を行う。

イ 監査等委員は、内部監査室及び会計監査人に対して監査の実施経過について適宜報告を求める等、緊密な連携を保ち、実効的な監査を実施することのできる体制とする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ア 当社は「反社会的勢力に対する基本方針」を制定するとともに社内外へ宣言し、その宣言を実現するための社内規程の整備・運用を通じた遵守体制の維持・確保により、公明正大かつ責任ある企業活動に努める。

イ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応部署は企画管理本部とし、情報の一元管理を行う。

ウ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

エ 反社会的勢力排除に対する当社の姿勢を「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとともに、対応方法等に関しては「反社会的勢力対応規程」に定め、全役職員への周知を図るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組の状況

当社グループは、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会規範及び企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」、「社是」、「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を行っております。

また、遵守すべき法令等をまとめ、必要に応じて見直しを行っている「コンプライアンス・マニュアル」を配付し、全社員に対して教育を行っております。

② 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組の状況

取締役会を年9回開催し、各議案についての審議、職務執行状況の報告・監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されているものと考えております。

また、取締役会とは別に、毎月、部課長以上の役職者で構成する経営会議を行い、社内情報の一元化と業務推進及び定期的な報告と確認を行うことで迅速な業務執行が可能な体制となっております。

③ 損失の危険の管理に関する取組の状況

損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を定め、子会社を含む管理体制の検証及び見直しを行っております。

④ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組の状況

当社グループにおきましては、毎月開催の経営会議に子会社役職者が出席し、当社グループの業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

⑤ 監査等委員の監査が実効的に行われることに対する取組の状況

監査等委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名で構成されております。監査等委員会は年8回開催し、代表取締役及び内部監査室等から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査等委員のうち1名が常勤であり、毎月の経営会議への出席や重要な稟議書の回覧によって、業務の意思決定及び業務の状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行い、非常勤監査等委員に重要な事項を適宜報告の上、監査等委員会として協議を行っております。

また、代表取締役及び内部監査室、会計監査人と定期的にコンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。

⑥ 反社会的勢力排除に対する取組の状況

全役職員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、「コンプライアンス・マニュアル」に定めた基本方針と取組を基に行動するよう、周知徹底を行っております。

2 コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人の機関をそれぞれ設置しております。

取締役会は、監査等委員である取締役を除く取締役11名、監査等委員である取締役3名の計14名で構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項等の決定をするとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

監査等委員会は3名の監査等委員である取締役（うち社外取締役2名）により構成され、定期的に監査等委員会を開催し、会計監査人や内部監査部門と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。また、監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務執行の適法性・妥当性をチェックすることにより、監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

また、当社は、取締役会において執行役員を選任し、意思決定の迅速化、業務執行の権限と責任を明確にした経営戦略の遂行を推進しております。

さらに、経営方針や業務上の重要事項等を確認・協議し、効率的な組織運営を行うため、役員及び部課長職以上の役職者で構成する経営会議を毎月1回以上開催し、当社グループの意識統一と施策の浸透を図っております。

3 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。

配当の決定機関につきましては、当社は取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨定款に定めております。

当期の期末配当金は1株当たり10円とし、中間配当金の10円と合わせた年間配当金は1株当たり20円とさせていただきます。

内部留保につきましては、マーケットの変化を先取りし、進化し続けるとの経営理念の下、設備投資や新規事業への投資も勘案し、企業価値を高めるために活用する方針であります。自己株式の取得につきましても、資本効率を勘案し適宜実施してまいります。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示し、比率その他の数字は四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和8年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	3,171,253	流 動 負 債	2,904,355
現 金 及 び 預 金	1,024,271	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,056,779
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,281,229	短 期 借 入 金	400,000
有 価 証 券	19,874	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
商 品 及 び 製 品	34,195	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	798,964
仕 掛 品	49,987	未 払 金	216,575
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	642,749	リ ー ス 債 務	50,507
前 払 費 用	94,562	未 払 法 人 税 等	102,908
そ の 他	24,635	賞 与 引 当 金	34,554
貸 倒 引 当 金	△252	設 備 関 係 未 払 金	9,518
固 定 資 産	4,486,703	そ の 他	224,546
有 形 固 定 資 産	2,539,137	固 定 負 債	1,268,155
建 物 及 び 構 築 物	1,242,378	長 期 借 入 金	955,654
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	214,099	リ ー ス 債 務	138,728
工 具、器 具 及 び 備 品	63,992	繰 延 税 金 負 債	163,203
土 地	837,441	そ の 他	10,569
リ ー ス 資 産	181,224		
無 形 固 定 資 産	264,901	負 債 合 計	4,172,510
ソ フ ト ウ エ ア	247,867	【純資産の部】	
そ の 他	17,033	株 主 資 本	2,997,041
投資その他の資産	1,682,664	資 本 金	411,920
投 資 有 価 証 券	1,098,074	資 本 剰 余 金	481,185
関 係 会 社 株 式	38,266	利 益 剰 余 金	2,125,856
出 資 金	366,666	自 己 株 式	△21,920
保 険 積 立 金	29,440	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	457,421
差 入 保 証 金	76,110	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	457,421
そ の 他	90,011	非 支 配 株 主 持 分	31,102
貸 倒 引 当 金	△15,907		
繰 延 資 産	120	純 資 産 合 計	3,485,566
社 債 発 行 費	120	負 債 純 資 産 合 計	7,658,077
資 産 合 計	7,658,077		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(令和 7 年 8 月 1 日から
令和 8 年 7 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上高	16,030,976		
売上総利益	10,897,212		
販売費及び一般管理費	5,133,763		
営業外収益	4,818,702		
	315,060		
受取利息	1,005		
受取配当金	23,367		
受取手数料	89,116		
受取賃貸料	17,490		
貸倒引当金戻入額	15		
作業くず売却益	13,661		
受取出向料	18,065		
その他	16,464		
営業外費用			179,187
支払利息	41,693		
その他	320		
			42,014
経常利益	452,233		
補助金収入	5,326		
固定資産売却益	43		
			5,369
特別損失			
固定資産除却損	218		
固定資産圧縮損	5,326		
			5,545
税金等調整前当期純利益	452,058		
法人税、住民税及び事業税	145,874		
法人税等調整額	△3,327		
当期純利益	309,511		
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△4,234		
親会社株主に帰属する当期純利益	313,746		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和 7 年 8 月 1 日から
令和 8 年 7 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	411,920	481,185	1,902,091	△21,920	2,773,276
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△89,981		△89,981
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			313,746		313,746
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					—
当期中の変動額合計	—	—	223,765	—	223,765
当 期 末 残 高	411,920	481,185	2,125,856	△21,920	2,997,041

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	365,013	365,013	35,337	3,173,627
当 期 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△89,981
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				313,746
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)	92,408	92,408	△4,234	88,173
当期中の変動額合計	92,408	92,408	△4,234	311,938
当 期 末 残 高	457,421	457,421	31,102	3,485,566

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 プリントハウス株式会社
株式会社味香り戦略研究所

② 非連結子会社の名称

株式会社まち・ひと・しごと総研

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社まち・ひと・しごと総研

株式会社あるた出版

BPO.MP COMPANY LIMITED

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社味香り戦略研究所の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、連結子会社のうちプリントハウス株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚 卸 資 産 商 品

製 品、 仕 掛 品	主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料及び貯蔵品	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

建物（建物附属設備を除く）
イ. 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
ロ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法
ハ. 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法
建物附属設備及び構築物
イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
ロ. 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法
ハ. 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法
上記以外
イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

ロ. 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年～31年

機械装置及び運搬具 2年～10年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法
社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは主に商業印刷、年賀状印刷といった印刷事業を行っております。この印刷事業においては、商品に対する支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段 金利スワップ取引
・ヘッジ対象 借入金利

③ ヘッジ方針

当社グループの金利スワップ取引は、借入金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件に該当するため、その判定をもって有効性の判定に代えております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	39,985千円	(繰延税金負債と相殺前)
--------	----------	--------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

このうち、将来の収益力に基づく課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画は、経営環境などの外部要因や当社グループ内で作成される予算などの内部情報、過去の実績等から仮定した予測情報などを主要な仮定として使用しております。

この見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	建物及び構築物	897,899千円
	土 地	502,622千円
	計	1,400,522千円
	上記に対応する債務の金額	918,464千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		4,459,284千円
3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。		
4. 有形固定資産の圧縮記帳額		69,211千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数	普通株式	3,060,110株
2. 当連結会計年度末日における自己株式の数	普通株式	60,722株
3. 剰余金の配当に関する事項		

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和7年9月12日 取締役会	普通株式	59,987	20	令和7年7月31日	令和7年10月30日
令和8年3月13日 取締役会	普通株式	29,993	10	令和8年1月31日	令和8年4月16日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和8年9月11日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	29,993	10	令和8年7月31日	令和8年10月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長期、短期のバランスを勘案して、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用は安全性の高い短期預金等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループの売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の規程に従い、取引先に対する与信管理情報を共有し、必要に応じて債権保全策を検討・実施しております。

また、金銭債務及び有利子負債の流動性リスクは、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借 対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	1,115,783	1,115,783	－
社債	(10,000)	(10,000)	－
長期借入金	(1,754,618)	(1,750,707)	△3,910
リース債務	(189,236)	(181,459)	△7,777
デリバティブ取引	－	－	－

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 負債に計上されているものについては、() 内で示しております。

- (注3) 負債の社債、長期借入金及びリース債務は、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び流動負債に計上したリース債務を含めて表示しております。
- (注4) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。
- (注5) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,165

- (注6) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
社債	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	798,964	387,254	194,939	110,521	89,068	173,872
リース債務	50,507	58,694	43,846	36,187	—	—
合計	1,259,471	445,948	238,785	146,708	89,068	173,872

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び 投資有価証券 其他有価証券	1,115,783	—	—	1,115,783
資産計	1,115,783	—	—	1,115,783

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	10,000	—	10,000
長期借入金	—	1,750,707	—	1,750,707
リース債務	—	181,459	—	181,459
負債計	—	1,942,166	—	1,942,166

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 に分類しております。

・社債

元金の合計額を同様の新規社債の発行をした場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

・長期借入金及びリース債務

元金の合計額を同様の新規借入及びリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは情報コミュニケーション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 令和7年8月1日 至 令和8年7月31日)
商業印刷	11,768,396
年賀印刷	4,160,979
その他	101,600
顧客との契約から生じる収益	16,030,976
その他の収益	—
外部顧客への売上高	16,030,976

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 令和7年8月1日 至 令和8年7月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,294,889
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,281,229
契約負債（期首残高）	9,975
契約負債（期末残高）	3,633

契約負債は、主に顧客から履行義務を充足する前に受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,037千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客の契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,151円72銭
2. 1株当たり当期純利益	104円60銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(令和8年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	2,878,288	流 動 負 債	2,870,391
現 金 及 び 預 金	807,871	支 払 手 形	369,763
受 取 手 形	7,060	買 掛 金	687,643
売 掛 金	1,234,927	短 期 借 入 金	400,000
有 価 証 券	19,874	1年内償還予定の社債	10,000
商 品 及 び 製 品	16,019	1年内返済予定の長期借入金	769,124
仕 掛 品	49,987	未 払 金	220,223
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	640,773	未 払 費 用	51,781
前 払 費 用	76,671	リ ー ス 債 務	50,507
そ の 他	25,355	賞 与 引 当	34,554
貸 倒 引 当 金	△253	設 備 関 係 支 払 手 形	5,508
固 定 資 産	4,498,357	設 備 関 係 未 払 金	9,518
有 形 固 定 資 産	2,523,664	そ の 他	261,765
建 物	1,228,474	固 定 負 債	1,170,292
構 築 物	10,560	長 期 借 入 金	851,678
機 械 及 び 装 置	206,724	リ ー ス 債 務	138,728
車 両 運 搬 具	0	繰 延 税 金 負 債	163,203
工 具、器 具 及 び 備 品	59,239	そ の 他	16,681
土 地	837,441	負 債 合 計	4,040,683
リ ー ス 資 産	181,224	【純資産の部】	
無 形 固 定 資 産	254,732	株 主 資 本	2,878,661
ソ フ ト ウ エ ア	241,233	資 本 金	411,920
そ の 他	13,499	資 本 剰 余 金	453,546
投 資 そ の 他 の 資 産	1,719,960	資 本 準 備 金	441,153
投 資 有 価 証 券	1,097,909	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,393
関 係 会 社 株 式	78,754	利 益 剰 余 金	2,035,114
出 資 金	366,646	利 益 準 備 金	27,000
保 険 積 立 金	28,976	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,008,114
そ の 他	163,580	別 途 積 立 金	700,000
貸 倒 引 当 金	△15,907	繰 越 利 益 剰 余 金	1,308,114
繰 延 資 産	120	自 己 株 式	△21,920
社 債 発 行 費	120	評 価 ・ 換 算 差 額 等	457,421
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	457,421
資 産 合 計	7,376,767	純 資 産 合 計	3,336,083
		負 債 純 資 産 合 計	7,376,767

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和 7 年 8 月 1 日から
令和 8 年 7 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	15,773,018
売 上 原 価	10,815,197
売 上 総 利 益	4,957,820
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,663,765
営 業 利 益	294,055
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	525
受 取 配 当 金	23,367
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	20
そ の 他	171,750
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	38,595
そ の 他	320
経 常 利 益	450,803
特 別 利 益	
補 助 金 収 入	5,326
固 定 資 産 売 却 益	43
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	218
固 定 資 産 圧 縮 損	5,326
税 引 前 当 期 純 利 益	450,627
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	143,285
法 人 税 等 調 整 額	△3,325
当 期 純 利 益	310,667

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和 7 年 8 月 1 日から
令和 8 年 7 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	その他利益 剰 余 金
					別途積立金
当 期 首 残 高	411,920	441,153	12,393	27,000	700,000
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当期中の変動額合計	－	－	－	－	－
当 期 末 残 高	411,920	441,153	12,393	27,000	700,000

	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益 剰 余 金				
	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,087,428	△21,920	2,657,975	365,013	3,022,988
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△89,981		△89,981		△89,981
当 期 純 利 益	310,667		310,667		310,667
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			－	92,408	92,408
当期中の変動額合計	220,685	－	220,685	92,408	313,094
当 期 末 残 高	1,308,114	△21,920	2,878,661	457,421	3,336,083

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品 主に総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 製 品、仕 掛 品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 建物（建物附属設備を除く）

（リース資産を除く）イ. 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ. 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

ハ. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物附属設備及び構築物

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ. 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの

定率法

ハ. 平成28年4月1日以降に取得したもの

定額法

上記以外

イ. 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ロ. 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年～31年

機械装置及び運搬具 2年～10年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は主に商業印刷、年賀状印刷といった印刷事業を行っております。この印刷事業においては、商品に対する支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ・ヘッジ手段 金利スワップ取引
・ヘッジ対象 借入金利 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社の金利スワップ取引は、借入金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件に該当するため、その判定をもって有効性の判定に代えております。 |

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	39,985千円	(繰延税金負債と相殺前)
--------	----------	--------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	建	物	888,396千円
	構	築	9,503千円
	土	地	502,622千円
	計		1,400,522千円
	上記に対応する債務の金額		918,464千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額			4,360,630千円
3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。			
4. 有形固定資産の圧縮記帳額			69,211千円
5. 関係会社に対する金銭債権・債務	短 期 金 銭 債 権		14,907千円
	長 期 金 銭 債 権		—
	短 期 金 銭 債 務		17,756千円
	長 期 金 銭 債 務		6,112千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	20,129千円
	仕	入	高	72,174千円
	その他営業取引			106,977千円
	営業取引以外の取引高			39,703千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の株式数	60,722株
--------------------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8,403千円
未払事業所税	952千円
賞与引当金	10,819千円
法定福利費	1,775千円
原材料評価損	889千円
商品評価損	1,191千円
前受収益	1,893千円
貸倒引当金及び貸倒損失	5,206千円
減価償却超過額	352千円
投資有価証券評価損	37,489千円
減損損失	13,943千円
その他	118千円
繰延税金資産小計	83,035千円
評価性引当額	△43,050千円
繰延税金資産合計	39,985千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	203,189千円
繰延税金負債合計	203,189千円
繰延税金負債の純額	163,203千円

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,112円25銭
2. 1株当たり当期純利益	103円58銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和8年9月18日

総合商研株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 純一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、総合商研株式会社の令和7年8月1日から令和8年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、総合商研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和8年9月18日

総合商研株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 純一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、総合商研株式会社の令和7年8月1日から令和8年7月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年9月24日

総合商研株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 憲 夫

監査等委員 山 川 寛 之

監査等委員 谷 藤 健 治

(注) 監査等委員山川寛之及び谷藤健治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かとう まさる 加藤 優 (昭和14年7月15日生) 再任	昭和47年12月 当社設立 代表取締役社長 平成16年10月 当社代表取締役会長兼管理部長 平成17年7月 当社代表取締役会長 令和4年10月 当社取締役名誉会長（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 加藤優氏は、当社の創業者及び取締役名誉会長として経営を担っており、業界及び経営全般に関して豊富な見識、職務経験を有しております。今後も当社グループの更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
2	かたおか ひろ ゆき 片岡 廣 幸 (昭和32年7月16日生) 再任	昭和55年4月 当社入社 平成9年10月 当社取締役商業印刷事業部事業部長 平成11年2月 当社取締役営業本部長兼営業第2部長 平成14年4月 当社取締役札幌営業本部長 (当社マーケティング部・特販営業部・大阪営業部担当) 平成15年4月 当社取締役営業本部長兼大阪支社長 平成16年10月 当社取締役社長兼営業本部長 平成18年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成22年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼企画管理本部長 平成25年8月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成27年3月 株式会社まち・ひと・しごと総研代表取締役 平成30年8月 当社代表取締役社長 令和2年10月 株式会社味香り戦略研究所取締役 令和4年10月 当社代表取締役会長（現任） 令和8年5月 協同組合札幌プリントピア理事長（現任） (重要な兼職の状況) 協同組合札幌プリントピア理事長	84,567株
【取締役候補者とした理由】 片岡廣幸氏は、長年にわたり営業部門の要職を歴任し、平成18年からは代表取締役社長、令和4年からは代表取締役会長として強いリーダーシップのもと当社グループ全体の成長を牽引してまいりました。豊富な経営経験、業界に対する深い知識や人脈を有し、今後も経営的な視点からグループ全体の更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	こ ばやし なお ひろ 小 林 直 弘 (昭和51年8月10日生) 再 任	平成13年4月 株式会社遠藤秀平建築研究所入社 平成16年2月 当社入社 平成19年10月 当社制作センター部長 平成23年10月 当社取締役制作本部長 平成25年8月 当社取締役制作統括本部長 平成28年10月 当社常務取締役制作統括本部長 平成30年8月 当社常務取締役北海道統括 兼経営管理室担当 平成30年10月 当社専務取締役北海道統括 兼経営管理室担当 令和3年10月 当社取締役副社長兼経営管理室担当 令和4年10月 当社代表取締役社長兼経営管理室担当（現任） 令和5年6月 株式会社味香り戦略研究所取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社味香り戦略研究所取締役	48,037株
【取締役候補者とした理由】 小林直弘氏は、主に制作部門の責任者を務め、組織体制の強化に努めたほか、年賀事業における生産体制の構築やシステム開発といった高度に専門性を有する分野への取組や、全社的な経営改革の推進にも努めてまいりました。今後もこれらの経験や実績をもとに、当社代表として指揮を執り、持続的な成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
4	たけ だ とし ゆき 竹 田 利 之 (昭和50年11月20日生) 再 任	平成15年6月 当社入社 平成25年10月 当社商印営業2部長 平成25年12月 当社青森営業所営業部長 平成27年2月 当社営業本部長 平成28年10月 当社執行役員営業本部長 平成30年2月 当社執行役員東京支社営業部長 令和元年8月 当社執行役員本州統括営業部長 令和元年10月 当社取締役本州統括営業部長 令和4年10月 当社常務取締役本州統括部長（現任） 令和5年6月 株式会社味香り戦略研究所取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社味香り戦略研究所取締役	19,496株
【取締役候補者とした理由】 竹田利之氏は、営業部門の要職を歴任し、現在は本州の営業統括として取引先や事業の拡大に貢献しております。これらによって得た営業戦略に関する豊富な経験と幅広い知識により、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	たかやまこと 高谷真夢 (昭和40年2月10日生) 再任	昭和62年4月 株式会社千修入社 平成6年10月 当社入社 平成13年4月 当社営業第4部長 平成14年4月 当社マーケティング部長 平成16年3月 当社事業開発部長 平成16年10月 当社執行役員事業開発部長 平成18年10月 当社取締役事業開発部長 平成24年10月 当社常務取締役東日本統括兼東京支社長 平成25年8月 当社常務取締役年賀・物販事業統括 平成28年2月 当社常務取締役まち・ひと・しごと部担当 平成29年8月 株式会社まち・ひと・しごと総研取締役 平成30年8月 当社常務取締役事業開発部担当 平成30年10月 当社取締役事業開発部担当 平成31年2月 当社取締役北海道営業本部長 令和2年2月 当社取締役事業開発部長 令和5年4月 当社取締役地方創生支援部長 令和6年4月 当社取締役戦略営業部長 令和7年4月 当社取締役地方創生支援部長（現任）	41,281株
【取締役候補者とした理由】 高谷真夢氏は、主に当社の事業開発部門の責任者として新規事業の立ち上げや事業の拡大に貢献してきたほか、当社の主要事業である年賀事業を牽引してまいりました。これら重要な経験と実績に基づき、今後も当社の成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
6	おおひらりょういち 大平亮一 (昭和53年4月17日生) 再任	平成19年11月 当社入社 平成27年10月 当社ITS部長 令和元年10月 当社執行役員ITS部長 令和2年10月 当社取締役年賀事業本部長（現任）	11,441株
【取締役候補者とした理由】 大平亮一氏は、ITソリューションやBPO事業等、当社が近年力を入れる事業部門の責任者として事業の開拓、拡大に努めてきたほか、年賀事業の拡大、社内のデジタル化に関しても貢献をしてまいりました。今後もこれらの分野を中心に、当社の更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			
7	くるまさひろ 久留正宏 (昭和35年5月1日生) 再任	令和7年4月 当社入社 令和7年10月 当社取締役北海道営業本部長（現任）	1,012株
【取締役候補者とした理由】 久留正宏氏は、他社における営業及び人材に関わるマネジメントに豊富な経験と実績を有しており、社内出身者にはない新たな視点で当社の事業を牽引し、当社の更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できることから、再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	かとう のぶ とし 加藤 暢 敏 (昭和51年10月21日生) 新任	平成19年4月 大日本塗料株式会社入社 平成22年5月 プリントハウス株式会社取締役 平成25年8月 同社代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) プリントハウス株式会社代表取締役	一株
【取締役候補者とした理由】 加藤暢敏氏は、上場会社の経営企画部門において、全社戦略の推進、関係会社管理および内部統制体制の整備に携わってまいりました。また、事業会社の経営に参画し、店舗再構築及び事業統合を推進してまいりました。同氏のガバナンスに関する知見および事業運営の経験が、当社の経営基盤の強化及び企業価値の向上に貢献が期待できることから、新たに選任をお願いするものであります。			
9	ひらの 平野 た ま み (昭和33年6月13日生) 新任	昭和54年4月 報知サービス株式会社入社 昭和57年6月 株式会社ステージガイド入社 昭和60年6月 株式会社すすきのタウン情報（現株式会社あるた出版）専務取締役 平成13年11月 株式会社あるた出版代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社あるた出版代表取締役	一株
【取締役候補者とした理由】 平野たまみ氏は、長年にわたりメディア・出版企業の経営者及び編集長として、地域情報の発信やマーケティング分野における極めて豊富な経験と高度な専門性を培ってまいりました。これらの経験や専門知識を活かし、当社の情報コミュニケーション事業、特に地域メディア事業の更なる展開や持続的な成長に貢献が期待できることから、新たに選任をお願いするものであります。			
10	たか だ いく お 高 田 育 生 (昭和30年1月29日生) 再任	昭和55年4月 株式会社北海道銀行入社 平成18年6月 同行執行役員地区営業担当 平成20年6月 同行常務執行役員地区営業担当兼函館支店長 平成22年6月 同行取締役常務執行役員営業部門長 平成25年6月 道銀カード株式会社代表取締役社長 平成29年1月 ほくほくTT証券株式会社代表取締役副社長 令和3年10月 当社取締役（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 高田育生氏は、長年にわたる金融機関での専門的な知識と豊富な経験を有しており、これら経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、再任をお願いするものであります。			

再任

・・・再任取締役候補者

新任

・・・新任取締役候補者

- (注) 1. 取締役候補者のうち、小林直弘氏及び竹田利之氏は、当社子会社である株式会社味香り戦略研究所の取締役を兼務し、同社は当社との間に製品販売等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田育生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 平野たまみ氏は、現に当社の特定関係事業者である株式会社あるた出版の代表取締役であります。なお、同氏が当社の取締役に就任した場合には、同社は当社の子会社に該当することとなります。また、当社と同社との間には、印刷業務等の取引関係があります。
4. 当社は、高田育生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 高田育生氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
6. 当社は、高田育生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏が原案どおり選任されたと、当社は引き続き同氏と当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については事業報告Ⅳ会社役員に関する事項に記載のとおりとなります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 所有する当社の株式数には、総合商研役員持株会における持分株式数（1株未満切捨て）を含めております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の山川寛之氏が辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本監査等委員である取締役候補者の任期は当社定款の定めにより、辞任する監査等委員である取締役の残任期間となります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
まつ もと てつ や 松 本 哲 也 (昭和27年4月7日生) [新 任]	昭和52年4月 北海道放送株式会社入社 平成16年6月 同社テレビ営業局長 平成20年6月 同社取締役 平成25年4月 同社常務取締役 令和4年6月 同社顧問 令和6年4月 行政書士松本事務所代表（現任）	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 松本哲也氏は、長年にわたり北海道放送株式会社において営業や報道、番組制作部門での要職を歴任され、マスメディア業界における豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有しております。また、現在は行政書士事務所の代表を務められ、法務や行政手続きに関する専門的知識も備えております。これら企業経営者としての実績や専門知識を活かし、客観的・中立的な立場から当社の経営に対する適切な監査・監督、及び有益な助言をいただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

[新 任]…新任取締役候補者

- (注) 1. 松本哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 松本哲也氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 松本哲也氏が原案どおり選任されたと、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 松本哲也氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしております。松本哲也氏が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

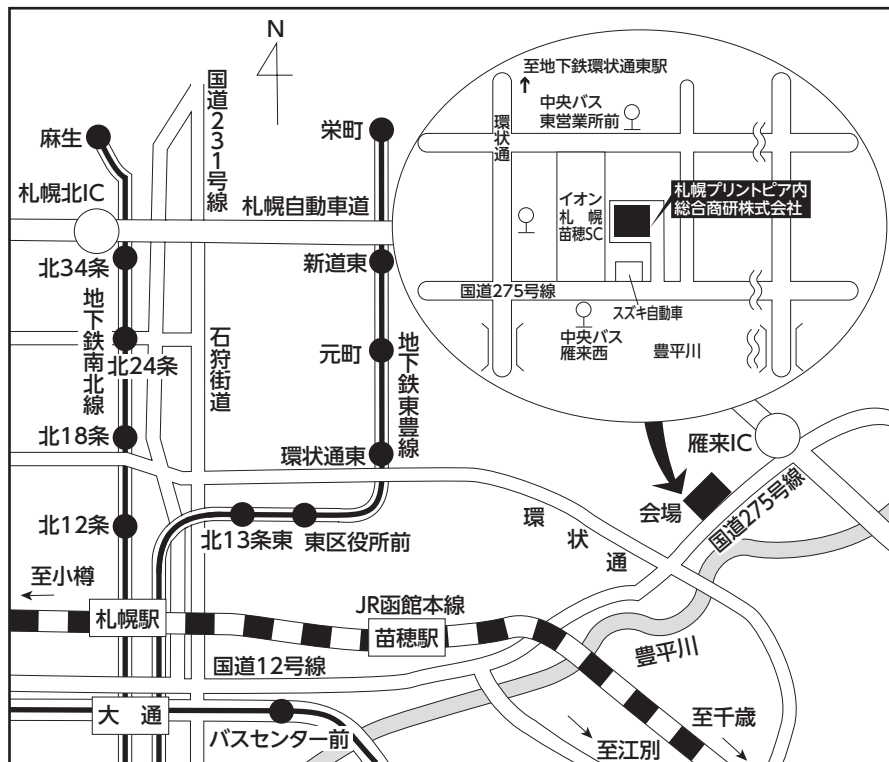
(ご参考) 議案が承認されたのちの経営体制

氏名		期待される役割・専門性の項目							
		企業経営	技術・研究開発	ＩＴ・ＤＸ	品質管理・サプライチェーンマネジメント	営業・マーケティング	人材開発・人事	財務・会計・システム	リスクマネジメント
加藤 優		●				●	●	●	●
片岡 廣幸		●				●	●	●	●
小林 直弘		●	●	●	●		●		●
竹田 利之					●	●	●		●
高谷 真琴					●	●	●		
大平 亮一			●	●	●				
久留 正宏					●	●	●		●
加藤 暢敏		●				●		●	●
平野 たまみ		●				●	●		●
高田 育生	社外	●				●		●	●
加藤 憲夫	監査等委員				●	●			●
谷藤 健治	監査等委員 社外	●					●		●
松本 哲也	監査等委員 社外	●				●	●		●

以上

株主総会会場ご案内略図

会場：札幌市東区東苗穂二条三丁目4番48号
総合商研株式会社 本社3階
協同組合札幌プリントピア組合ホール
電話：(011)780-5677



交通：ＪＲ札幌駅より、タクシー約15分

地下鉄東豊線環状通東駅バスターミナルより、中央バス東65、東69で東営業所前下車、徒歩約10分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集通知又は同封いたしました議決権行使書用紙をご提示ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

